

○佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例施行規則

平成25年6月25日

規則第25号

改正 平成30年3月30日規則第16号

平成30年10月5日規則第32号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30規則32・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(調査)

第3条 条例第5条第3項に規定する立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表の方法)

第4条 条例第10条第3項の規定による公表（以下「公表」という。）は、標識を設置し、及び市役所本庁の掲示場に掲示する方法その他の方法により行うものとする。

(平30規則32・一部改正)

(助成の要件)

第5条 条例第13条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に市税の滞納がないこと。

(2) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成の区分に応じ、市長が定める要件

(平30規則16・一部改正、平30規則32・旧第14条繰上・一部改正)

(寄附の申出の要件)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 空家空地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。

(2) 所有権が数人の共有に属する空家空地等を寄附する場合においては、当該

空家空地等について所有権を有する者の全員の同意が得られていること。

(3) 危険な状態を解消した後、当該空家空地等の維持管理に関し、地域住民の協力が見込まれること。

(4) 建物その他の工作物を寄附する場合には、その敷地を合わせて寄附できること。

(5) 建物その他の工作物を寄附する場合には、当該工作物が木造又は軽量鉄骨造（市長が必要があると認めるものに限る。）であること。

(6) 区分所有権が設定されている建物その他の工作物を寄附する場合には、当該工作物について区分所有権を有する者の全員の同意が得られていること。

（平30規則32・旧第15条繰上・一部改正）

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平30規則32・旧第16条繰上）

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月5日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日規則第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>	職名 氏名
<p>上記の者は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号）第5条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
佐賀市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

（裏）

この身分証明書を携帯する者は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例に基づき、危険な状態にある法定外空家又は空地に立入調査をする職務を行う者であり、その関係条文は次のとおりである。

佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号（抄））

（調査）

第5条 市長は、前条の規定により法定外空家若しくは空地に係る情報の提供を受けたとき、又は法定外空家若しくは空地が危険な状態にあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該法定外空家又は当該空地の所有者等の所在、危険な状態の程度等を調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該職員に危険な状態にある法定外空家又は空地に立ち入り、当該法定外空家又は当該空地を調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式（第3条関係）

（平30規則32・一部改正）